

東日本大震災に伴う診療報酬請求等 Q & A (第 9 版)
(平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱い)

第 1 一部負担金等免除証明書の取扱い関係

**Q 1 平成 24 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いはどのよう
になりますか。**

(答)平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払いを免除することとなります。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等についても、平成 24 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取扱うこととなります。

(厚生労働省関係事務連絡)

平成 24 年 7 月 24 日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」

被災被保険者等・・・東日本大震災により被災した被保険者等

Q 2 10 月 1 日に全国健康保険協会の被保険者の方が受診されました。提示された免除証明書の有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」となっています。9 月まで有効なものとして取り扱っていましたが、10 月からの取扱いはどうなりますか。

(答)国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」と印字されている免除証明書であっても、平成 24 年

9月30日まで、有効なものとして取扱うこととされていましたが、平成24年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取扱うこととなります。

(厚生労働省関係事務連絡)

平成24年7月24日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」

Q3 10月1日に福島県大熊町の国保の方が受診されました。9月までと同様、免除証明書の提示がなくても一部負担金の支払いを免除してもよろしいですか。

(答) 福島県の以下の町村()の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、平成24年9月30日まで、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができるとされていましたが、平成24年10月1日以降は、当該被保険者についても、免除証明書の提示が必要となります。

(※) 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(厚生労働省関係通知)

平成24年7月24日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」

第2 一部負担金還付関係等

Q1 平成24年10月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのですか。

(答)平成24年10月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

(厚生労働省関係通知)

平成24年8月28日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに係るポスターの送付及びこの取扱いに関する留意点について」

Q2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になりますか。

(答)すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)

医療機関等が発行した領収書など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

(厚生労働省関係通知)

平成24年8月28日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに係るポスターの送付及びこの取扱いに関する留意点について」